

平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会社名 蝶理株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山崎 修二  
(コード番号 8014 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 人事総務部長 白神 聡  
(TEL. 03 - 3665 - 2031 )  
(TEL. 06 - 6228 - 5014 )

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 13 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

第四回優先株式の全株式を平成 24 年 8 月 1 日に取得し、平成 24 年 8 月 14 日に消却いたしました。これに伴い、当社が発行している株式は普通株式のみとなり、今後、優先株式を発行する予定もないことから、定款にある優先株式の条項を削除、その他条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次頁以下の新旧対比表のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 25 年 6 月 13 日 (木)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 25 年 6 月 13 日 (木)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条 ～ 第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条 ～ 第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条 (株式の種類と発行可能株式総数) 当社は、普通株式のほか第13条に定める優先株式を発行することができる。当社の発行可能株式総数は5,800万株とし、発行可能種類株式総数は普通株式が5,500万株、優先株式が300万株とする。	第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は5,500万株とする。
第6条 (単元株式数) 当社の普通株式および優先株式の単元株式数は、100株とする。	第6条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。
第7条 ～ 第12条 (条文省略)	第7条 ～ 第12条 (現行どおり)
第2章の2 優先株式	(削除)
第13条 (優先株式)	(削除)
当社の発行する優先株式の内容は、次のとおりとする。	(削除)
(優先配当)	(削除)
① 1. 当社は、第50条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株あたり500円を上限として、当該優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の配当(以下「優先配当」という。)をする。	(削除)
2. ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。	(削除)
3. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当の額を超えて配当を行わない。	(削除)
(優先中間配当)	(削除)
② 当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対して、中間配当を行わない。	(削除)
(優先配当の除斥期間)	(削除)
③ 第50条および第51条の規定は、優先配当の支払いについて、これを準用する。	(削除)
(優先株主に対する残余財産の分配)	(削除)
④ 1. 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき5,000円を支払う。	(削除)

現行定款	変更案
<p>2. <u>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u> (優先株主の議決権)</p> <p>⑤ <u>優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u> (優先株式の分割、新株引受権等)</p> <p>⑥ 1. <u>当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の分割を行わない。</u> 2. <u>当社は、優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権及び社債の引受権を与えない。</u> 3. <u>優先株式には、株式および新株予約権の無償割当を行わない。</u> (優先株式の取得請求権)</p> <p>⑦ <u>優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間(以下「取得請求期間」という)中、当該決議で定める条件で優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することの請求(以下「取得請求」という)をすることができる。</u> (優先株式の取得条項)</p> <p>⑧ 1. <u>当社は前項の取得請求期間中に取得請求のなかった優先株式につき、同期間の末日の翌日(以下「取得基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、取得するのと引換えに優先株式1株の払込金相当額を取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</u> 2. <u>この場合、当該平均値が、(1)優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときまたは(2)当該取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合は当該上限取得価額で、(2)の場合は当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。</u> 3. <u>前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第3章 株主総会 第14条 ~ 第19条 (条文省略)</p> <p>第20条 (種類株主総会) <u>第15条ないし第19条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</u></p>	<p>第3章 株主総会 第13条 ~ 第18条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 第<u>21</u>条 ～ 第<u>33</u>条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第<u>34</u>条 ～ 第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人 第<u>45</u>条 ～ 第<u>48</u>条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第<u>49</u>条 ～ 第<u>52</u>条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第<u>19</u>条 ～ 第<u>31</u>条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第<u>32</u>条 ～ 第<u>42</u>条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人 第<u>43</u>条 ～ 第<u>46</u>条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第<u>47</u>条 ～ 第<u>50</u>条 (現行どおり)</p>

以 上